

訪問看護ステーションあて・サテライトあい 利用料金表（医療）

2024年6月1日より

利用者負担額一覧

後期高齢者		1割/2割/3割（一定所得の方）
社会保険 国民健康保険	高齢受給者	1割/2割/3割 （所得額に準じる）
	一般患者	3割 （義務教育就学前までは2割）

※受給者証の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

医療保険利用料金一覧

【基本療養費】		診療報酬 単価	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ （1日1回につき）	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ ※同一建物への訪問（同一日に2人まで）	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ ※同一建物への訪問（同一日に3人以上）	週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅医療に備えた一時的な外泊時 （入院中に1回、又は厚生労働大臣が定める疾患等の場合は2回まで）		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ （週3日まで）	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ （週4日目以降）	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
【基本療養費の加算】					
緊急訪問看護加算 （1日につき）	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795
	月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600
難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病等の場合）	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
長時間訪問看護加算（90分超の訪問） ※厚生労働大臣が定める状態の場合は週3回まで	週1回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
乳幼児加算（6歳未満） （1日につき）	厚生労働大臣 が定める者	¥1,800	¥180	¥360	¥540
	上記以外の者	¥1,300	¥130	¥260	¥390
複数名訪問看護加算（看護師2名）	週1回まで	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
複数名精神科訪問看護加算 （看護師2名で訪問） （30分未満の場合を除く）	1日1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日2回	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	1日3回以上	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
夜間・早朝訪問看護加算（夜18～22時/朝6～8時）		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算（22時～翌朝6時）		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260

【訪問看護管理療養費/加算】		診療報酬 単価	利用者負担額		
※利用者の状態等に応じて加算が算定されます			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	月の2回目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900
24時間対応体制加算	1月につき	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
特別管理加算 (利用者の状態に応じて、1月につき)	別表①	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	別表②	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算 (利用者の状態に応じ月2回を限度)	月1回又は2回	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算 (特定の状態にある利用者に対して、 退院時共同指導加算に上乘せ)	1回に限り	¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算 (退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合)	1回につき	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	90分以上	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算	1月につき	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	¥2,500	¥250	¥500	¥750
【その他の療養費】					
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費	1月につき	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月につき	¥780	¥78	¥156	¥234

【利用者の要望で休日又は時間外に行う訪問看護】		
休業日	土日、国民の祝日、8/15、 年末年始(12/30～1/3)	1回につき800円 但し、90分を超えた場合は30分ごとに700円加算
時間外	朝8:00～8:30/夕17:00～18:00	1回につき800円

※生活困窮者には、利用料および差額等を減免することができます(条件を満たす場合)

訪問看護ステーションあて・サテライトあい 利用料金表（介護）

介護保険利用料金一覧

2024年6月1日より

※当事業所は、地域区分7級地となり、1単位＝10.21円で計算されます

【基本料金】

	所要時間	1回あたり単位	1割負担	2割負担	3割負担
要介護	20分未満	314 単位	¥321	¥642	¥962
	30分未満	471 単位	¥481	¥962	¥1,443
	30分以上1時間未満	823 単位	¥841	¥1,681	¥2,521
	1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	¥1,152	¥2,304	¥3,456
要支援	20分未満	303 単位	¥310	¥619	¥929
	30分未満	451 単位	¥461	¥921	¥1,382
	30分以上1時間未満	794 単位	¥811	¥1,622	¥2,433
	1時間以上1時間30分未満	1,090 単位	¥1,113	¥2,226	¥3,339

【時間外の料金】

夜間（夕方6時から夜10時まで）	上記料金表の金額の25%増
早朝（朝6時から朝8時まで）	上記料金表の金額の25%増
深夜（夜10時から翌朝6時まで）	上記料金表の金額の50%増

【毎回の訪問に加算される料金】

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき	6 単位	¥7	¥13	¥19
-----------------	-------	------	----	-----	-----

【必要に応じて下記の単位が加算されます】

★特別管理加算（Ⅰ） 別表①参照	1月につき	500 単位	¥511	¥1,021	¥1,532
★特別管理加算（Ⅱ） 別表②参照	1月につき	250 単位	¥256	¥511	¥766
複数名訪問看護加算 複数の看護師等が訪問看護実施の場合	30分未満	254 単位	¥260	¥519	¥779
	30分以上	402 単位	¥411	¥821	¥1,232
長時間訪問看護加算 別表①または②の状態にある方に対して 1時間30分以上の訪問を行った場合	1回につき	300 単位	¥307	¥613	¥919
★ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき	2500 単位	¥2,553	¥5,105	¥7,658
退院時共同指導加算 主治医と連携して自宅での療養上必要な指導を行い、 その内容を文書により提供した場合	1回につき	600 単位	¥613	¥1,226	¥1,838
初回加算（Ⅰ） 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院等 から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	1月につき	350 単位	¥358	¥715	¥1,073
初回加算（Ⅱ） 新規に訪問看護計画を作成し病院等から退院した日の 翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	1月につき	300 単位	¥307	¥613	¥919
看護・介護職員連携強化加算 訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、痰の吸引等に関 わる助言や指導を行った場合	1月につき	250 単位	¥256	¥511	¥766
★緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 24時間体制で看護に関する相談を希望される方 必要に応じて訪問も可能	1月につき	574 単位	¥587	¥1,173	¥1,759

※ 上記の金額は介護保険適用の場合の単位数です。

★の各加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

＜特別訪問看護指示書＞

利用者の主治医から、急性憎悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付の日から14日間は、訪問看護費は介護保険からではなく、医療保険から請求します。

別表①

特別管理加算（Ⅰ）
在宅悪性腫瘍患者指導管理 を受けている状態 ※1
在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態
気管カニューレ若しくは留置カテーテル を使用している状態 ※2

※1 末期ではないが持続注入器による化学療法等を受けている状態

※2 留置カテーテルの範囲は、処置のために一時的に挿入されたものは該当しない。

計画的な管理が必要な場合にのみ算定。

別表②

特別管理加算（Ⅱ）
在宅自己腹膜灌流指導管理 を受けている状態
在宅血液透析指導管理 を受けている状態
在宅酸素療法指導管理 を受けている状態
在宅中心静脈栄養法指導管理 を受けている状態
在宅成分栄養経管栄養法指導管理 を受けている状態
在宅自己導尿指導管理 を受けている状態
在宅持続腸圧呼吸法指導管理 を受けている状態
在宅自己疼痛管理指導管理 を受けている状態
在宅肺高血圧疾患指導管理 を受けている状態
人工肛門または人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡の状態
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態